

国家戦略特区ワーキンググループ ヒアリング（議事要旨）

（開催要領）

- 1 日時 令和6年3月27日（水）17:07～17:57
- 2 場所 永田町合同庁舎1階 第3共用会議室（オンライン会議）
- 3 出席

<WG委員>

座長	中川 雅之	日本大学経済学部教授
座長代理	落合 孝文	渥美坂井法律事務所・外国法共同事業 プロトタイプ 政策研究所所長・シニアパートナー弁護士
委員	安念 潤司	中央大学法務研究科教授
委員	堀 天子	森・濱田松本法律事務所 パートナー弁護士

<関係省庁>

小笠原 靖	環境省総合環境政策統括官グループ総合政策課 課長
大倉 紀彰	環境省総合環境政策統括官グループ 環境影響評価課 課長
木野 修宏	環境省地域脱炭素推進審議官グループ 地域脱炭素政策調整担当参事官
西田 勇樹	金融庁総合政策局総合政策課 サステナブルファイナンス推進室 室長

<自治体等>

川畑 千	北海道ゼロカーボン推進局 ゼロカーボ産業担当局長
西岡 孝一郎	北海道経済部 風力担当局長
横山 論	北海道ゼロカーボン推進局 ゼロカーボン産業課風力担当課長
中本 和弥	札幌市まちづくり政策局政策企画部企画課 課長

<事務局>

安楽岡 武	内閣府地方創生推進事務局 審議官
河村 直樹	内閣府地方創生推進事務局 次長
正田 聡	内閣府地方創生推進事務局 参事官
田中 聡明	内閣府地方創生推進事務局 参事官

（議事次第）

- 1 開会

- 2 議事 再エネ導入に係る環境アセスにおける国・地域セントラル方式の拡大
 - 3 閉会
-

○正田参事官 それでは、関係者の皆様方がそろいましたので「国家戦略特区ワーキンググループヒアリング」を開始いたします。

本日の議題は「再エネ導入に係る環境アセスにおける国・地域セントラル方式の拡大」ということで、環境省には会議室で、北海道、札幌市、金融庁にはオンラインで御出席いただいております。

本日の資料は、北海道、環境省から御提出いただいております、公開予定でございます。本日の議事についても公開予定です。

進め方でございますけれども、まず、北海道から5分程度で御説明をいただき、続きまして、環境省から10分程度で御説明をいただきたいと思っております。

その後、委員の皆様方によります質疑・意見交換に移りたいと思っております。

それでは、中川座長に議事進行をお願いいたします。

○中川座長 それでは、これから「再エネ導入に係る環境アセスにおける国・地域セントラル方式の拡大」に関します国家戦略特区ワーキンググループヒアリングを始めます。

関係者の皆様、本日は御参加いただきましてありがとうございます。

早速、北海道から御説明をお願いいたします。

○川畑局長 北海道庁の川畑と申します。

今日は、皆様、お忙しいところ、お時間を頂戴しましてありがとうございます。時間も押しているようですので、早速、説明に入らせていただきます。

説明のほうは、北海道庁の風力担当課長の横山のほうから説明をさせていただきます。

○横山課長 北海道庁の風力担当課長の横山と申します。よろしくをお願いいたします。

1枚めくっていただきまして、2枚目は、特区提案の全体に付けている個票でございます。内容については、3枚目以降で説明いたします。

3枚目を御覧ください。提案の要点でございます。

環境アセスメント制度は、地域の意見を踏まえて環境保全の観点から、よりよい事業計画を作り上げてきていると承知してございます。

これに対して、今回、北海道から提案している環境アセスにおける地域セントラル方式の導入でございますが、北海道の再エネポテンシャルに着目され、道外企業による道内の再エネ事業の計画が相次いでいるところでございますが、こうした入ってくる企業に対する地域住民の不安感、不信感あるいは企業にとっては、地域調整の長期化や事業の中止、大幅な縮小に追い込まれる案件が見られることから、事業予見性の低下、こうしたことを調整するために、市町村等が住民参加の仕組みを担保しながら環境影響の把握に能動的に取り組むことによって、住民の理解の促進による再エネ導入の促進、これを目指している

ところでございます。

こうした目指すところでございまして、規制緩和としましては、下の緑の四角にございますように、環境アセスの配慮書・方法書を不要とする前提といたしましては、市町村等がしっかりと環境調査を実施し、住民意見の聴取を行うと。さらに、市町村の環境調査の実施に当たりましては、従前どおり、国等の意見を踏まえて、その調査の中身をブラッシュアップしていくと、そういう制度を想定しているところでございます。

もう一枚めくっていただきまして「規制改革の概要」というところ、繰り返しの部分がございますが、規制の特例といたしましては、市町村等が環境調査を行うなど一定の条件を満たす場合に、配慮書・方法書の作成を不要とするという内容でございます。

一定の条件といたしましては、市町村が再エネ導入を一層加速する地区を設定した上で、当該地区で環境調査を実施するというところでございまして、これに関する地域のニーズといたしましては、地域住民としては、外から入っている企業への不信感、不安感から否定的な意見が出されているということ。

そういったことを踏まえて、市町村等が、地域調整の円滑化や再エネ導入の一層の促進を狙い、能動的に地域の環境調査を実施すると、そういう内容で提案をしてございます。

次のページ「具体的内容（ポイント）」ということで、いくつか図をお示ししておりますけれども、まず、市町村等の能動的なエリア設定ということでございますが、市町村等が、今、温暖化対策推進法の中で、促進区域というのを定めて、そこに再エネの導入の促進を図る地域というのを設定することになってございますが、例えばの例としては、その地域の中で特に、例えば風力なら風力、太陽光なら太陽光について、特別に促進するような地域を設定しまして、そこで市町村等が環境調査を行うと。その環境調査を行った地区に立地する事業者については、環境アセスの配慮書・方法書の手続きを省略することを可能とするような制度を想定しているところでございます。

2番目の「地域調整の円滑化」というところでございますが、各プロセスごとにしっかりと住民に説明し、住民の意見を聞きながら、住民とともに市町村が地域のよりよい環境を保全しながら、脱炭素に向けた再エネ導入を図ると、そういう仕組みを想定してございます。

また、北海道としましては、③番のところでございますけれども、情報提供や人材の育成、さらには、調査実施に係る財政支援も検討しながら、市町村の実施を後押ししていきたいと考えてございます。

最後6枚目でございます。「想定されるニーズ」と書いてございます。

北海道は、このように様々な再エネの導入のポテンシャルが多いところでございますけれども、例えば①の道北では、貴重な水棲生物、例えば、イトウの生息に影響があるのではないかとということで関係が問題視されている例や、②番、③番目のように、風力発電の集積が進むことによる住民の不安感が出ている地域、④番のように、湿原周辺の貴重な自然環境の保全と太陽光発電の立地に関する問題が生じている区域、こうした区域が、今後、

この制度を活用し、地域が主体的に、能動的に環境調査を行うことで、再エネ導入の促進を図っていくということを想定しているところでございます。

説明は以上です。

○中川座長 ありがとうございます。

それでは、続きまして、環境省、お願いいたします。

○小笠原課長 そうしましたら、環境省のほうから御説明をさせていただきます。総合政策課長の小笠原と申します。

1 ページをお開きいただければと思います。

もとよりでございますが、2030年46%削減、カーボンニュートラルに向けて、再エネの最大限の導入が必要でございます。そのために環境省も、2030年エネルギーミックスの達成に向けて、大量導入促進の役割を担っておりまして、今、それに日々取り組んでいるところでございます。

まず、初めに環境アセスメント制度とはということでございますが、そこに書いてありますとおり、環境影響を及ぼすおそれのある事業を行う事業者自身が、自らの事業の環境影響について調査・予測・評価を行って、その結果を公表して意見を聞き、それを踏まえて、では、環境の観点からよりよい事業になるのかということを検討する、そういったプロセスの制度でございます。

これは、事業をよく知り、事業をコントロールできるので、事業者自身がやるというのが、この制度のポイントでございます。

参考までに、5 ページのところ、どういった事業が発電所で対象になっているのか、それから、6 ページのところ、配慮書、方法書、準備書といった言葉をフロー図にして書いています。

配慮書というのが、最初の計画段階における立地等に係る環境配慮の検討、これが最初のステップ、それから次のステップが方法書といって、環境影響評価の評価項目・手法を選定するプロセス、その後、調査であるとか、環境保全措置の検討を行った上で、次のステップとして、準備書・評価書というのをつくると、そういったプロセスになっております。

そのプロセスで、都道府県知事・国民等の意見を聴取する。それから、国が意見を言う、そういったプロセスがあり、そういった中で、事業者自身がより環境に配慮した事業計画としていくようにしていく、そういった制度でございます。

1 ページのほうに戻ります。

それを前提としてなのですが、まず、洋上風力についてでございます。

洋上風力については、洋上風力の促進区域の制定に当たって、国が環境調査を行うことを内容とする法案を、今国会に提出しているところでございます。

洋上風力については、事業者選定前に同一海域で複数事業者が環境アセスを開始すると混乱が、秋田県沖とか、現にそういう混乱が生じております。

それから、洋上については、均質な海面が御想像のとおり広がるので、事業計画による環境調査の方法の差異がほとんどございません。

こういった洋上風力の特性を踏まえて、法案においては、促進区域設定に当たっての環境調査を国が行って、これに伴い事業者のアセスの配慮書・方法書手続を適用除外すると、そういう仕組みとしています。これは、相当議論した上で、アセスメントの例外として設けているものでございます。

それで、北海道の要望は、当初伺ったところでは、洋上風力で方法書まで抜くので、陸上でもそうしたらいいのではないかという発想のようにお伺いをしていたのですけれども、そういった単純な話ではないので、それは、この後、御説明をさせていただきます。

次に、陸上の再エネについては、地球温暖化対策推進法で再エネ促進区域というものがございませぬ。

これは、市町村が再エネ促進区域を自らの計画に位置付けて、適用する事業を認定する仕組みというもので、これが2022年4月から施行されています。これは、北海道の御提案にもありましたけれども、地域の合意形成を図りつつ、こういった環境に配慮して地域に貢献するような地域共生型の再エネを推進するための制度でございませぬ。

ちなみになのですけれども、この促進区域の設定に当たって、都道府県が環境配慮基準を定めた場合は、アセスの配慮書手続までは省略できる、そういった仕組みが用意されておりませぬ。道においては、環境配慮基準がまだ定められておりませぬので、この手続の省略は、まだできないという状況でございませぬ。

それから、今回、国会に地球温暖化対策推進法の改正案を提出してございませぬ、その中では、促進区域について都道府県と市町村が共同して定めることができるという、そういった改正を盛り込んでございませぬ。

この改正の趣旨は、なかなか市町村が促進区域を設定するのが大変なので、そういう声が多くあるので、そうした場合にも都道府県が支援して区域設定できるよう、なかなか市町村では促進区域設定が難しい場合もあるということで、都道府県が支援できるような仕組みにする、そういった改正を盛り込んでございませぬ。

こうしたことを前提として、温対法の促進区域と、この道の御提案をどう整合することができるかということ、次の2ページで検討してございませぬ。

端的に、この二つの条件が必要だということ、2ページに書いてございませぬ。

温対法の促進区域における、特区における特例として、配慮書手続は、もう抜ける手続が用意されてございませぬけれども、方法書まで適用除外する仕組みを導入するため、道の提案においては、環境調査地区を設定する再エネ導入推進計画というものが書かれてございませぬけれども、その環境調査地区を設定する際に、こういった条件が必要ではないか。

一つ目は、個別具体の事業計画の策定ということ、ございませぬ。

御承知のとおり、陸上というのは海と異なって、地形、植生、生物、住居、施設等の様々な要素がモザイク状に分布してございませぬ。ですので、個別具体の事業計画に基づいて環境

影響の調査、予測評価が行われる、これは必須でございます。

ですので、環境調査を実施する前に、再エネ導入推進計画という、調査地区を指定する際には、調査地区とともに、具体的な事業計画を策定することが、これは必須でございます。

具体的な事業計画というのは、例えば風車で言えば、どんな性能の、どんな高さの風車が、一本一本どの位置にどう設置されて、かつ、どのように取り付け道路をつくるかといったことが具体的に固まっていることが必要でございます。

そうでないと、環境影響評価の方法、どういう調査をすればいいのかという方法が固められないので、調査をしても意味がないということになりますので、こういう具体的な計画が定まっていることが必要でございます。

2点目として、北海道による環境調査の実施が必要であると考えます。これは、アセスの手続においては、方法書に対して都道府県知事が意見を出すという仕組みになっていて、元々方法書に対して道の関与が強い仕組みになっている。

それから、先ほど資料がありました北海道の資料6ページのところ、想定されるニーズが複数市町村にまたがる広域的な地域であること等も踏まえて、市町村の意見を聞いて北海道が環境調査を実施する仕組みとすることが必要だと思っています。

もう少しこれを分かりやすく言うと、この提案が機能するかどうかというところに不安を持っております。

特に今の促進区域設定だけでも結構大変だと言っている市町村が、再エネ事業者に代わって、人手と税金をかけて環境調査をやっていただけるかどうかというところは、正直、不安を持っております。機能させるとすれば、道が主体的にヒトとカネでもって主体的な関与をしないと、この点は動かないのではないかとこのことを率直に思っております。

次は、手続の話で、環境調査の終了後、自治体が調べたデータをもらって、アセスの適用除外を受ける事業者さんを決定するプロセスをどうしたらいいのかと、そういった問題も、公平性を担保するような制度をどうするかと、そういった点もあるかと思えます。

それから、最後に、なお書きで書いておりますけれども、これは規制改革実施計画において入っているものでございますが、陸上風力発電について、立地に応じ、地域の環境特性を踏まえた効果的・効率的なアセスメントに係る制度的対応の在り方について、迅速に検討、結論を得るとしてまいりまして、事業の環境リスクに応じて、リスクの少ないものはアセス手続を除外して、リスクの高いものについてはしっかりと見ると、そういったリスクに応じた合理的・効率的な環境アセス制度にするための制度改正を、今、検討しているところでございます。

私のほうからの説明は、以上でございます。

○中川座長 ありがとうございます。

それでは、委員の皆様から御質問、御意見をお伺いできればと思いますが、いかがでしょうか。

落合委員、お願いします。

○落合座長代理 御説明いただきまして、どうもありがとうございます。

今回の環境アセスの点についてですが、環境省のほうからお答えいただいている中で、北海道による環境調査が必要ではないかということですが、具体的にどういう調査を想定しているのかや、また、その調査をする中で、ある程度色々なものが分かってきた中で、市町村や、事業者の関与をどう考えていくのかがあろうかと思いますが、これをお伺いしたいというのが一つです。

もう一つが、最後お話しいただきました、今後の制度見直しが陸上風力の関係では、進んでいくということだと思いますが、こういった中で、今回提案されているような内容も考慮していただいたり、さらに再エネといっても、限定的に制度見直しを利用できる範囲を議論していくのかという辺りもあるかと思いますが、このあたりはいかがでしょうか。

○中川座長 環境省、お願いします。

○大倉課長 環境影響評価課長の大倉と申します。御質問ありがとうございます。

2点いただいたかと思いますが、まず、どういった調査が必要かということをごさいますけれども、要は、陸上風力事業に伴って、どういう環境影響が出るのかということ調べるということになります。

陸上風力の影響というのは何が考えられるかということ、一つは景観、騒音、あと、実際に取り付け道路などを作っていくときに、いわゆる森などを伐採する可能性もあります。そのところの植生がどうなるか。あと、猛禽類等を始めとする鳥類、バードストライクへの影響、そういった様々な多岐にわたる論点について、それこそ鳥でいうと、いわゆる営巣期と言われるもの、1年、2年かけてしっかりと調査していくということが必要になってきています。

ですので、かなりの時間と労力が必要ということになりまして、今はそれを事業者がやっていくことになります。それを市町村が肩代わりすることになると、それなりのマンパワーなり、資金を割く必要があるかなと思ってございます。

あと、制度改正の趣旨でございますが、資料の最後に参考で付けさせていただいてございますけれども、令和3年の規制改革実施計画に基づいて、我々数年かけて検討しているところでございますが、直近の成果ということでございまして、5月目途に閣議決定予定をしている、今、パブコメをかけている第6次環境基本計画案に盛り込まれていることを御紹介しますと、27ページ一番下の箱に書いていますけれども「適正な環境配慮を確保しつつ、地域共生型の事業を推進する観点から、地域の環境特性を踏まえた効率的・効果的な環境アセスメントが可能となるよう、環境影響の程度に応じて必要なアセスメント手続を振り分けること等を可能とする新たな制度を検討する」ということになっております。

今、申し上げたような風力の影響というのは、かなり立地に影響するところが大きいので、適地誘導みたいなところを念頭に置きながら、そういう適地に、いわゆる影響が

少ないところに立地をしていただけるような事業であれば、アセス手続を思い切って簡素化するということまで、かなりの抜本的な見直しも含めたところを視野に入れて、今、検討しております。北海道の御提案にある、いわゆる配慮書、方法書、準備書、評価書という一連のアセス手続そのものも、陸上風力については、そういった仕組みそのものがどうなるかというのは分からない、ゼロベースで考えるということも含めて、今、検討しているところでございます。

ただ、まだ、検討途上で、あと関係省庁もありますので、今、決まった方向性があるというわけではございませんけれども、陸上風力については、もう少し大胆なものも必要かなと考えてございます。

以上です。

○落合座長代理 ありがとうございます。

陸上風力以外については、検討の余地というのはどうなのでしょう。

○大倉課長 すみません、現時点では、洋上風力は、今回の国会に出しますけれども、陸上風力を、今、検討しているということで、太陽光などの他のものについては、今時点で制度改正を考えているものではありません。

○落合座長代理 ありがとうございます。

ただ、適地に置いていくという考え自体は、応用はし得るのではないかという気はしますが、直ちに今すぐ検討するかどうかはともかくとして、その点はいかがでしょうか。

○大倉課長 それは、御指摘のとおりでございます。適地に誘導するという点においては、他の電源種も含めて共通するところはあります。ただ、陸上風力については、いわゆる立地影響というものが相当程度大きいと我々は見えてまして、特に、やはり適地誘導が必要だといったところの必要性を感じているところでございます。かつ、環境影響が結構出ているところでありますので、特に鳥の影響とか、です。優先度が高いということもあります。

○落合座長代理 ありがとうございます。

北海道、札幌市にもお伺いしたいのですが、今、環境省のほうからのお話でいうと、市町村であったりすると、なかなか工数、費用的にも結構大変なのではないかというお話もありましたが、この点については、どうお考えでしょうか。

○中川座長 北海道、お願いします。

○横山課長 北海道の横山でございます。

確かに市町村が、必ずしも今すぐレディーということではないかとは思いますが、これまで環境省が様々な環境アセスについての知見を集積され、調査をされ、また、再エネの環境アセスについては、一定の手法が確立というか、ガイドラインに示されている中で、その手法についても参考にできるものが多々あると考えてございます。

また、その上で、北海道も市町村の体制を支援することで、あくまでも地域の問題について、地域住民に近い市町村が、主体的に動いていただくことが必要かなと考え、今回提

案しているものでございます。

以上です。

○落合座長代理 ありがとうございます。

そうすると、今後そういった能力があるというか、できるような状態になった自治体があったときに、例えば選択的にということ、特に北海道全体として特区として活動するということがあるとすれば、そのときは、あくまで主体としては市町村になるとしても、道のほうも援助はしつつということになるのでしょうか。

○横山課長 北海道の横山でございます。

北海道としても可能なところで、そういった市町村の取組については応援を考えていきたいと思っております。

○落合座長代理 ありがとうございます。

今、北海道のほうからもお伺いしまして、環境省のほうでおっしゃられていたような、直には難しいのではというお話もある一方で、協力もしながらということではあるようです。そうすると、実施でき得る場合もあるのではないかと思いますし、そういった方策も、特に先進的に取組を進めたいという自治体などに主導してもらえるような、そういう機会を作っていくこともあるのではないかと思います。そういった点で、今後、特区の中で、特にそういう色々な選択であったり、合理的な配慮がされる前提ではあると思いますが、そういうことを進めていくことは御検討の余地はないでしょうか。

○小笠原課長 環境省の小笠原です。

北海道も一生懸命考えられた案だと思いますので、できるものは実現していったらいいとは思いますが、やや、机の上で一生懸命考えられた案というところが強いので、市町村の実態、我々は市町村とお話をしていると、やはり今の促進区域でもなかなか大変だと、そういう声を我々は市町村からたくさん聞いています。要するに、それ以上に、事業者が今やっているアセスメントの手続を、市町村が自らの人手と税金でもってやるというところが、市町村の実態面から見て、どれだけワーカブルかどうか。特区の提案というのは、やはりどう実現していくかというワーカブルかどうかということも大事だと思いますので、そういう面からいうと、なかなか課題はあるのかなというのが率直な感じでございます。

むしろ、我々も真面目に再エネを増やしていかななくてはいけない、洋上風力について、今回改正をしてやっていくわけですが、陸上についても増やしていかななくてはいけないと。

そういうときに、適地誘導という話がありましたけれども、そういう自治体がゾーニングという、色々な土地の条件を重ね合わせていって、ここは難しい、ここは適していると、風況とかも含めてですけれども、そういうゾーニングをやっていくという事業がございます。これは環境省のほうで支援を行っております。

例えば、北海道に、この事業に、道として主体的に応募をいただいて、採択できるかど

うかということも、そこは分かりませんが、そういった北海道全域で陸上風力のゾーニング事業とかをやっていたら、全体で適地を抽出していただいて、その適地で、そこは特区を使うかどうかということは、また、そこは議論すればいいと思うのですけれども、環境省のゾーニング事業を活用いただいて、適地を抽出してという取組を道として進めていただければ、それはすごく再エネの陸上風力推進にとって役に立つかなと思います。

すみません、別の話をしてしまって恐縮です。

○落合座長代理 ありがとうございます。

今すぐというのは、北海道側のほうの計画の具体化というのも必要でしょうし、そうしないとフィージビリティもという話もあると思いますが、ただ、考える余地自体は御否定いただかなかったということに思います。まず、今のところは十分御回答いただいたようにも思いますし、また代替策で、比較的早期に実施し得るようなスキームと言いますか、その中で多分見て、特区の中で実施している事業についても、やはり、まずできることが重要ですので法改正をすとか、通達を書き換えるというのがありきではなく、しっかり実施できるようにすることは大事だろうと思います。そういった意味では、さらに内閣府のほうでもうまく入っていただいて、これは重要なテーマだと思いますので、具体化や、対策をどのようにできるかを、是非考えていただければと思います。

今日、完全に全部答えを出すのは、時期尚早かなという気はいたしますが、是非御検討をいただければと思います。

長くなりましたが、以上です。

○中川座長 ありがとうございます。

ほかに委員の先生方、いかがでしょうか。

すみません、環境省、私の理解を助ける意味での御質問なのですが、地球温暖化対策の推進に関する法律で区域指定をされた場合に、アセスの配慮書手続を飛ばせるとお伺いしたのですが、これは、事業計画を立てると環境省の資料10ページに書かれているのですが、この事業計画のレベルでの事業の特定化だと不十分だということなのでしょうか。

○木野参事官 この制度の運用の担当参事官の木野と申します。

今、10ページを御覧になっていると思うのですが、事業計画というのは、事業者が立ててきておりますので、市町村は、事業計画を受ける立場です。ですので、先ほど小笠原が説明していたと思うのですが、今回、この制度をワークさせるためには、事業者のほうで仮に自治体が事業者になってアセスメント手続の一端を行う場合でも、事業計画を一定程度具体化していかないと、自治体としては受けづらいと、そのように考えています。

○小笠原課長 むしろ、24ページを御覧いただいて、元々促進区域の設定というのは、国の基準で、例えば国立公園の特別保護地区は外してくださいとか、そういう基準が、まず

あります。

それに対して都道府県が、地域の実情に応じた除外すべき、例えば、都道府県の水源条例で、水源地域を外してくださいということが書いてあったら、そういう基準を定めましたと言ったら、それが再エネの立地を地域の実情に応じて検討するプロセスだと、これは配慮書相当のプロセスだと、それを踏まえて促進区域を設定した場合には、もう配慮書相当のプロセスは済んでいるから、だから配慮書を外せないと、そういうロジックで配慮書を外していると、そういう構造になっております。

○中川座長 分かりました。

すみません、それで配慮書というのは、ある特定の区域にその施設をつくる場合に、こういった環境配慮が必要だということを、多分、この温対法の中では、市町村が定めるのだと思いますけれども、それに対応するのが、多分今回御提案いただいている、もう一つの飛ばす手続だと思うのですけれども、それは、例えば御説明では、風力発電の羽根が何枚で、取り付け道路がという話をされましたけれども、それは、ある程度型式化するというのか、標準化するというのか、そういうことというのはできないのでしょうか。洋上だと、それは別に構わぬという話だと思うのですけれども、要は、こういうことに気を付けてということが要請されて、いや、要請されるのだったら、それについては標準的な施設については、例えば、陸上風力だったら対応もほぼ決まってくるとか、太陽光だったら、その対応もほぼ決まってくるとか、そういった対応関係が明らかな場合には、別に配慮書手続だけではなくて、それ以降の手続も飛ばせるという話にはならないのでしょうか。

○大倉課長 6ページを見ていただきたいと思うのですけれども、これは、いわゆる環境アセスの手続のフロー図でございますが、配慮書と方法書で、ある意味、かなり段階の違いがありまして、今回の御提案は、2段階目の方法書までスキップしたいということでございます。

配慮書は、先ほど小笠原が申し上げたとおりなのですけれども、国立公園があるとか、大事な植生がありますとか、いわゆる地図上で見て、ここは少し環境上あまりよろしくないですねと、明らかに分かるようなところの、いわゆるゾーニングと言いますか、エリア設定の段階でして、実際に風車をどういう配置をして、何本立ててという計画を、いわゆる本当の事業計画を前提とした手続は方法書以降になるのです。

ですので、配慮書と方法書では、いわゆる見られる環境配慮の段階が違うというところになりまして、北海道がおっしゃるように、方法書手続までスキップしようということであれば、実際に現地に入って、どこに風車を置く、かつ、いわゆる猛禽類とか、そういう希少種などの対応もございますので、実際に営巣地があるか、ないかみたいな、そういうところも調べた上で風車の配置を決めていくことになりますので、我々も100件を超える風力発電の審査をしてきましたが、調べてみないと分からないというのが結構ありまして、定型化と言いますか、特に陸上でこのエリアで、こういう配置になりますねという、パターン化するというのは、とても難しいなと思っています。

ですので、やはり個々個別の事業計画単位で調べていくことが、方法書以降は必要になるということになるかと考えています。

○小笠原課長 ちょっと別の言い方で。

○中川座長 どうぞ。

○小笠原課長 12ページを開いていただくと、北海道の中で風力の温対法促進区域が設定されている、せたな町の例でございます。

北海道は、まだ、環境配慮基準が、北海道の基準は設定されていないですので、北海道の基準は踏まえられてはいないのですけれども、国の基準を踏まえて、ここは除外してと、立地段階のところは踏まえた上で、促進区域が設定されております。

この図の促進エリア、調整エリアだから水色と緑ですかね。

せたな町は、638平方キロある大きな町なので、この促進区域の面積が110平方キロあります。110平方キロあるところの全体について、どういう環境影響があるかということ进行调查するというのは、110平方キロを対象に、アセスの方法書全体を策定するのは無理です。110平方キロの中の、どこのエリアで、どういう風車を、どの高さの風車をどう建てるのかという具体的なものがないと、110平方キロを全部調べて方法書を作ってくださいと、それは、やれと言われたら想像できないですけれども、そういう配慮書レベルの、ここを除いてくださいと、立地を検討した上で定められる促進区域が110平方キロある。そのうちのどこの地域で、どういう事業計画があるので、それに対してどういう環境調査をやりますかという方法書、全然具体度が違うレベルの、「110平方キロ」対「狭い事業エリア」、1ヘクタール、200ヘクタールとか、そういう対比の問題でございます。

○中川座長 すみません、先ほどの環境省の説明で、洋上風力は均一な環境のもとで行うのだから、事業計画の特定まで要らないというお話でしたけれども、それプラス、陸上風力についても適正立地に誘導していくというお話で、大胆な見直しも、今、検討されているということでしたけれども、この110平方キロメートルみたいなものすごい広い、色々な多様性のあるところではなくて、すごく地域を絞って、海の上までとは言わないにしても、すごく環境影響が限られているようなところに限った場合については、洋上風力と同じようなアセスの対応が可能になるということはないのでしょうか。

○大倉課長 座長おっしゃるとおり、そういったエリアを全国的に絞り込んでいって、全国的な制度としてできるのではないかという検討を、今、我々はしているというところですよ。

○中川座長 それは、再エネについても同じことが言えるのではないですか、ごめんなさい、陸上風力以外の再エネ施設についても。

○大倉課長 今、我々が検討しているのは陸上風力のみでありまして、優先度が高いというところでありまして、そちらのほうをやっているということにして、他の再エネのところについては、そこまでの検討は、我々は至っていないということでございます。

○中川座長 分かりました。

それから、すみません、北海道に御質問なのですけれども、環境省から市町村がアセス調査をするということは、理屈では分かるけれども、本当に現実性があるのかというお話がありましたけれども、北海道の市町村で現実的にこういう調査をやってもいいということころというのは、もう把握されていらっしゃるのでしょうか。

○横山課長 北海道の横山でございます。

私ども提案に当たって、詳細に市町村のニーズをお聞きしたのではなくて、具体的に色々な課題が出ているようなところについて、こういったニーズが潜在的に認められるので、制度の見直しによって、市町村ができる可能性があるのではないかということ踏まえて、御提案を申し上げているところでございます。

再三環境省から御指摘いただいていますように、配慮書の段階と方法書の段階では、かなり調査の内容だったり、時間だったり、費用だったりというのが異なるというのは、我々も十分承知しているところでございます。

配慮書では、環境省からおっしゃられたように、既存の図書等をベースにして、それを重ね合わせて、その事業の区域において、どういったことを特に配慮しなければならないのか、例えば、その地区と、住居とか、病院とかの位置関係の中で、騒音についてはどういった配慮が要るとか、それから工事に係る取り付け道路の関係と、それから土砂流出の関係でどういった配慮が要るとか、そういうのは既存の資料の中で、まず配慮書の上で、ここを調査しますというのを設定した上で、次に、方法書の段階では、さらに次のステップに行く影響の評価というのを見据えて、しっかりと現地調査をしなければならない。そういった問題意識は、私ども環境省と同じ考えを持っております。

ただ、繰り返しになりますけれども、では、具体的に、それについてどこの市町村が、今、現に手を挙げているかというのは、私どもとしては、まだ、そこまで把握に至っていない状況でございます。

以上です。

○中川座長 分かりました。

落合委員から手が挙がっていますけれども。

○落合座長代理 今色々お伺いしております、環境アセスの方法についてですが、例えば中川座長がおっしゃられていたような小規模の場合はどうされているのか、諸外国の場合などを比較してみるといいかとも思いました。そのほかの場合についても、特に国際競争力という議論もしている中での話ではありますので、ほかの途上国で進んでいるというとなかなか難しいかもしれないので、先進国でこういったものの導入が進んでいるような国、地域において、どういう工夫がされているのか、それを我が国でも少し考慮したりできるのではないかと、という論点もあるかとは思っています。こういった点については、環境省のほうでは、どういった御検討をされていますでしょうか。

○大倉課長 重要な御指摘かなと思いますけれども、日本の環境影響評価法は、法目的で、規模が大きく影響が著しいということになっていまして、そもそも大きな事業しか扱わな

いということになってございます。

風力でいうと、これも規制改革の関係で結論が出ていますけれども、5万キロワット以上となっていますので、そもそも小規模な、本当に地元主導の市民風車みたいなところは、法のアセスにはかからないとなっていますので、諸外国はそういうのを含めて、いわゆる国のほうで、いわゆる簡易アセスみたいのを入れている国もありますけれども、我が国においては、現時点では規模の大きい事業を対象にしていると、そういうところがそもそも違いとしてございます。

ですので、小規模のほうは、そもそも都道府県が条例で制度を持っているという場合もございます。

以上です。

○落合座長代理 ありがとうございます。

小規模のほうは分かりましたが、一方で、小規模に限らない場合で、大規模な場合でも工夫として、どういうことをされていたりするのか、何かというのは、色々御調査はされているのでしょうか。

○大倉課長 まさに、それが14ページ目のほうに書かしていただいている、陸上風力に関する新たな制度の検討というところで、今までは、道路であるとか、橋であるとか、大規模な公共事業と同じような形で、若干詳しくは違いますけれども、いわゆる発電施設についても同じようなプロセスで、環境影響評価手続というのを法のほうで書いていましたけれども、陸上風力、先ほど小笠原が説明したとおり、2050年カーボンニュートラルに向けて、導入促進をしていかなくてはいけないと、地域の軋轢をなくしながら促進しなければいけないという観点において、どういった最適な制度があるのかというところを、今、まさに関係省庁を含めて、検討をさせていただいているところでございまして、その一つの要素が適地誘導ということを考えているということ、今、申し上げた次第でございます。

○落合座長代理 ありがとうございます。

そのときの手続の方法や、いかに参入において予見可能性を高めるのかも、北海道のほうでおっしゃられている中では、重要な視点ではないかとは思いますが。一定の対策もしつつということ自体は、否定されているわけではないと思うのですが、その部分がどうしても今のやり方だと、なかなか難しい場合もあるのではないかと、ちゅうちょする場所があるのではないかとということだと思います。是非そのタイミングでも思いますし、ただ、他方で、ここでおっしゃっていただいている内容が、見直しをする範囲が陸上風力に関する部分など限定されている部分があると思います。もちろん風力のほうが、定型化がしやすいという御指摘は分かった部分もありつつも、一方で、そのほかのものについても、例えば、そこまで類型化はできないにしても、手続負担を限定的なものに見直しをしていけないかということは、重要な観点ではないかとは思いますが。是非そういった点も、今後の検討のタイミングなどに、是非御検討いただけないかとも思います。

私のほうからは以上です。

○中川座長 ありがとうございます。

ほかにいかがでしょうか。

どうぞ。

○木野参事官 今の御指摘、非常に重要だと思いました。予見可能性というところは、我々も重要だと思っていて、一つ補足させていただきますと、温対法に基づく促進区域というのは、まさに事業者さんがどのエリアであれば、地元と軋轢を低くできるかということ、前もって示すという意味もあると思っています。

こちらの制度につきましては、風力に限らず、太陽光ですとか、ほかの再エネでも同様の制度を、今、運用しているということで、少し補足的に、触れさせていただきました。ありがとうございます。

○中川座長 ありがとうございます。

ほかに発言を求める方は、いらっしゃいますでしょうか。

それでは、本日は、北海道、環境省ともに御意見をお伺いできて、私どもも理解が深まった部分があるかと思えます。

ただ、まだ、例えば環境調査の実施主体などにつきまして両者の隔たりがある中でございますので、さらに具体的な在り方について、両者で調整を進めていただきたいと思います。内閣府も間に立って調整を進めていただきたいと思います。

ただ、北海道は、GXという国全体で進めるべき方向性に沿った提案をしていただいて、今回の提案自体は、環境省のほうでも御説明がありましたけれども、陸上風力などについて、方向性はかなり似ている方向性の対応の提案だったようにも私は理解しました。

そういう意味で、目線の方向性としては、それほど変わらない部分があると思えます。ということですので、是非国策として進めるGXの推進というものは、環境省自身がお進めになっていることだと思えますので、北海道の御提案を少し前向きに受け止めながら調整に応じていただければと思います。

また、環境省のほうから御指摘がありましたように、ワーカブルな制度にするために市町村ではなくて、北海道の関与を強めたほうがいいのではないかという、そういう指摘もありますので、そういった部分につきましては、是非北海道においても御検討を進めていただきたいと思います。

それでは、6月頃を目途に北海道、環境省のほうで引き続き調整をお願いしたいと思います。

何か発言を求める方は、いらっしゃいますでしょうか。

いらっしゃいませでしたら、これをもちまして「再エネ導入に係る環境アセスにおける国・地域セントラル方式の拡大」に関する国家戦略特区ワーキンググループヒアリングを終わりたいと思います。どうもありがとうございました。